

R8 年度 熊本県立翔陽高等学校 部活動運営に係る活動方針

Ⅰ 本校の部活動・同好会

【運動部】

陸上競技部・卓球部・バレーボール部（男女）・馬術部・サッカー部・野球部・バスケットボール部（男女）

男子テニス部・ソフトテニス部・バドミントン部・フェンシング部・弓道部・拳法部・ハンドボール部

ソフトボール同好会・剣道部

【文化部】

メディアクリエイト部（放送・写真）・探究部（情報処理・食物・ものづくり）・美術部・吹奏楽部・華道部・茶道部

書道部・英会話同好会※・簿記同好会※・数学同好会※ ※の同好会はR8 3年次生の引退に伴い廃止

2 基本的な考え方

本校の部活動は、学校教育の一環として実施し、生徒が主体的に取り組む活動を通して、心身の健全な成長と豊かな人間性を育成することを目的とする。

3 部活動の位置付け

部活動は学習活動を基盤として行われるものであり、学業との両立を最優先とする。

4 運営に関する基本目標

【運動部】

（1）生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。

（2）「競技志向」や「楽しみ志向」、「仲間づくり志向」や「健康づくり志向」等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。

（3）バランスの取れた生活やスポーツ障がい・外傷を予防する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。

（4）練習及び練習試合等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

【文化部】

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長していくという文化部活動の基本的意義を踏まえ、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
- (2) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成し、生徒の多様なニーズにこたえ、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
- (3) 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮し、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- (4) 練習及び大会やコンクール、コンテスト、発表会等の実施については、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

5 健康・安全への配慮

生徒の健康及び安全の確保を最優先とし、過度な身体的・精神的負担を生じさせないように配慮する。

6 体罰・ハラスメントの根絶

顧問は、部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

7 部活動の運営・管理

(1) 部活動顧問会

ア 年度始めに顧問会を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費等の取扱いについて

部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理することとする。

(3) 活動計画の公開

顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

8 規程との関係

本方針は部活動運営の基本的な方向性を示すものであり、詳細は、別に定める部活動規程に基づく。

熊本県立翔陽高等学校 部活動規程

第1条(目的)

本規程は、熊本県立翔陽高等学校部活動運営に係る活動方針に基づき、本校における部活動の具体的な運営に関する事項を定めるものとする。

第2条(活動日及び活動時間等)

(1) 活動日

ア 1週間の練習日は、5日以内とする。平日と土曜日・日曜日(以下、「週末」という。)は、それぞれ1日以上を休養日とする。週末に大会やコンクール、コンテストへの参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ 休養日については、活動場所(例:体育館及びグラウンド等)の使用状況を考慮し、部活動毎に別途定める。

ウ 定期考査前の1週間及び定期考査期間(最終日を除く)は、練習を中止とする。ただし、定期考査終了後2週間以内に運動競技会(公式戦等)を控えている場合は、「定期考査時の部活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合にのみ練習を許可する。

エ 夏季休業中の学校閉庁日及び冬季休業中の年末・年始は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

ア 平日は長くとも2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。

イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

ア 平日夏時間 19:00(原則) 19:30(完全下校)

ㄥ 冬時間(11月1日～2月学年末考査終了日まで)

18:30終了 19:00(完全下校)

イ 休業日及び長期休業期間 17:00

ウ 考査時特別許可期間 17:30(7限授業の場合18:00)

(4) 共通の休養日(令和8年度)

ア 定期考査前の1週間及び定期考査期間(最終日を除く)

- ① 6月12日～6月17日(前期中間考査) 12日間
- ② 9月 2日～9月 7日(前期期末考査) 12日間
- ③ 11月20日～11月25日(後期中間考査) 12日間
- ④ 2月 8日～ 2月12日(後期期末考査) 12日間

イ 長期休業期間

8月11日～ 8月15日(夏季休業中の学校閉庁日) 5日間

12月29日～ 1月 3日(冬季休業中の年末・年始) 6日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間【馬術部、野球部、フェンシング部、拳法部】

ア 休養日

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等の観点から、次の部活動については平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

ウ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

第3条(長期休業中の取扱い)

長期休業中の部活動については、顧問が活動計画を作成し、校長の承認を得て実施するものとする。

第4条(練習試合、合宿、合同練習会等について)

(1) 練習試合や合宿、合同練習会等の実施にあたっては、顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した「練習試合等計画」を校長に提出し、承認を得る。

(2) 練習試合や合宿、合同練習会等の実施については、以下の「6 運動競技会(公式戦等)への参加」に準ずる。

第5条(運動競技会・公式戦、総文祭・コンクール、コンテスト、翔陽祭等への参加)

運動競技会(公式戦等)への参加は、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「実施計画」を校長に提出し、承認を得る。

文化部顧問は、総文祭やコンクール、コンテストへの参加は、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も文化部顧問は、1週間前までに事前に大会名、主催者名、大会期日、会場、引率者名等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

第6条(部活動の廃止)

部活動の廃止については、生徒数の推移、活動実態、指導体制等を踏まえ、以下のアからウのいずれかを満たす場合は、部活動推進委員会最終的に関係職員及び部活動顧問会で協議の上、校長が決定するものとする。

ア、年間を通して活動できる部員が2名以下の場合は、その次の年度からの新規募集は行わず、在籍している部員が卒部次第廃部とする。

イ、1年間の活動内容が著しく活発でない(試合登録人数に満たない場合で、合同チームでの大会出場が困難など)と判断される場合、活動を促す指導を行い、それでも、1年間の活動が活発にならない場合は、その次の年度からの新規募集は行わず、在籍している部員が卒部次第廃部とする。

(活動人数が著しく減少し、設置基準を満たしていない場合等)

ウ、3年次生が引退後(運動部は9月1日付け、文化部は12月1日付け時点での1・2年生の数)部員がいない場合は、次年度から以降の募集を停止し、廃部とする。

エ、その他特別な事情がある場合は別途協議する。

※なお、現行の同好会については、第6条に準ずる。

第7条 部活動制限規則

生徒会における部活動において、著しく品を汚す行為などで停学等の処分を受けた場合、顧問会で審議し、処分を決定する。

第8条 部費の管理について

部費等の取扱いについては、保護者会において徴収・管理する。

第9条(その他)

・本規程に定めのない事項については、校長が別に定める。

(社会体育で翔陽高校として参加する生徒の引率等について)

・部の活動状況は、毎月、活動報告を作成し、文化系・体育系代表者に報告(毎月10日まで)する。

その他

高体連賞、高文連賞、宮崎栄喜賞については、顧問会議にて推薦・決定する。

(1) 熊本県高等学校体育連盟賞・・・(体育系) 全国大会・九州大会上位入賞・出場、県大会上位成績、地区大会優勝、県代表の部員(個人)

(2) 熊本県高等学校文化連盟賞・・・(文化部) 文化活動歴が優秀である者

(3) 熊本県吹奏楽連盟功労賞・・・(吹奏楽部) 高等学校卒業生で吹奏楽の発展に貢献したと認められる者

(4) 熊本県高等学校野球連盟表彰 優秀選手・・・(野球部) 三年間部活動に励み、リーダーとして活躍した者

(5) 宮崎栄喜賞・・・(体育系)

同校の運動部に三年間所属し、全国大会等で入賞はしなかったものの在校中一生懸命練習に励み、スポーツに対しての努力を賞賛できる者

附則 この規定は令和8年4月1日から施行する。